

付録3 精神科訪問看護の報酬

1) 訪問看護ステーション

●精神科訪問看護療養費	
<b>精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)</b> 1日につき	
イ 保健師、看護師又は作業療法士	
週3日まで	
・30分以上	5,550円
・30分未満	4,250円
週4日目以降	
・30分以上	6,550円
・30分未満	5,100円
ロ 准看護師	
週3日まで	
・30分以上	5,050円
・30分未満	3,870円
週4日目以降	
・30分以上	6,050円
・30分未満	4,720円
<b>精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)*</b> (准看護師除く)	
1日につき	1,600円
3時間を超えた時間については、5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに400円加算する。	
<b>精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)</b> (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問) ※2人までは精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)と同じ報酬	
イ 保健師、看護師又は作業療法士	
週3日まで	
・30分以上	2,780円
・30分未満	2,130円
週4日目以降	
・30分以上	3,280円
・30分未満	2,550円
ロ 准看護師	
週3日まで	
・30分以上	2,530円
・30分未満	1,940円
週4日目以降	
・30分以上	3,030円
・30分未満	2,360円
<b>精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)</b> 8,500円	
外泊中の訪問看護1回(特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾病等の場合は2回)	
●特別地域訪問看護加算.....所定額の50/100	
●精神科緊急訪問加算.....1日につき 2,650円	
●長時間精神科訪問看護加算.....1回につき 5,200円	
●複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)	
イ 保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士(3回/週、又は回数制限なし).....4,300円	
ロ 同上と准看護師(3回/週又は回数制限なし).....3,800円	
ハ 同上と看護補助者又は精神保健福祉士(1回/週).....3,000円	
●夜間・早朝訪問看護加算.....2,100円	
●深夜訪問看護加算.....4,200円	
●精神科複数回訪問加算 2回/日 4,500円	
3回以上/日 8,000円	
+	
訪問看護管理療養費とその加算	
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算.....6,400円/月(6ヵ月まで)	
+	
訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費	

2) 病院・診療所

●精神科訪問看護・指導料	
<b>精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)</b> 1日につき	
イ 保健師、看護師又は作業療法士、精神保健福祉士	
週3日まで	
・30分以上	580点
・30分未満	445点
週4日目以降	
・30分未満	680点
・30分以上	530点
ロ 准看護師	
週3日まで	
・30分以上	530点
・30分未満	405点
週4日目以降	
・30分以上	630点
・30分未満	490点
<b>精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)*</b>	
1日につき	160点
3時間を超えた時間については、5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに40点加算する。	
<b>精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)</b> (同一建物居住者で同一日3人以上の訪問) ※2人までは精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)と同じ点数	
イ 保健師、看護師又は作業療法士、精神保健福祉士	
週3日まで	
・30分以上	293点
・30分未満	225点
週4日目以降	
・30分以上	343点
・30分未満	268点
ロ 准看護師	
週3日まで	
・30分以上	268点
・30分未満	205点
週4日目以降	
・30分以上	318点
・30分未満	248点
+	
精神科緊急訪問加算.....1日につき 265点	
+	
長時間精神科訪問看護加算.....1回につき 520点	
+	
複数名精神科訪問看護加算(30分未満を除く)	
イ 保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士・精神保健福祉士(3回/週、又は回数制限なし).....450点	
ロ 同上と准看護師(3回/週、又は回数制限なし).....380点	
ハ 同上と看護補助者(1回/週).....300点	
+	
夜間・早朝訪問看護加算.....210点	
深夜訪問看護加算.....420点	
+	
精神科複数回訪問加算 2回/日 450点、3回以上/日 800点	
+	
ターミナルケア加算(2,000点)、精神科退院前訪問指導料(380点)、看護師と精神保健福祉士等の共同訪問指導加算(320点)等の加算あり	

\*障害者総合支援法に規定する精神障害施設(グループホーム、障害者支援施設、福祉ホーム)に入所する複数の患者とその介護者(5名程度を標準とし8名を超えない)に対して指定訪問看護を行った場合に算定する。  
 [日本訪問看護財団：2016年版訪問看護関連報酬・請求ガイドー介護保険と医療保険の使い分け、p.70-72、日本訪問看護財団、2016より一部改変して転載]

